

日比谷公園旧公園資料館等保存・活用事業
事業者募集要項



令和5年5月

東京都建設局公園緑地部

目次

第1	募集目的	1
1	事業の背景と目的	1
2	事業対象公園、事業対象エリア等	2
(1)	都立日比谷公園の概要	2
(2)	事業対象の位置	3
(3)	事業対象エリアの詳細	4
(4)	事業スケジュール	5
(5)	旧公園資料館及び旧図書棟の概要	6
第2	保存・活用事業の内容	8
1	保存・活用事業	8
(1)	保存事業	8
(2)	活用事業	8
2	提案内容	9
(1)	保存事業に係る計画の提出	9
(2)	活用事業の提案	9
第3	事業実施における条件	10
1	共通事項	10
(1)	公共性等への配慮	10
(2)	法令等の遵守	10
2	修復工事及び内部造作工事に関する条件	11
(1)	修復工事に関する条件	11
(2)	内部造作工事に関する条件	11
(3)	その他	11
3	事業対象エリアにおける取組の条件	12
(1)	運営及び維持管理に関する条件	12
(2)	管理許可期間終了時に関する条件	13
(3)	その他	13
4	事業報告	14
5	費用負担	14
(1)	事業期間に係る費用	14
(2)	工事期間中の占用料	14
(3)	運営及び維持管理に係る費用	15
(4)	原状回復に係る費用	15
(5)	使用料等	15
(6)	維持管理エリアの占用料	15
(7)	保証金	16

6	事業の中止等	16
	(1) 事業の中止	16
	(2) 事業の中止時の原状回復	16
	(3) 事業の中止時の補償等	16
7	リスク分担	17
8	提案内容の変更等	18
9	その他	18
第4	応募に関する事項	19
1	応募上の注意事項	19
2	応募者の構成	19
3	応募者の資格要件等	19
	(1) 応募資格	19
	(2) 欠格事項	20
	(3) 資格基準日	20
	(4) 失格事項	20
4	応募の手続	21
	(1) 募集及び選定のスケジュール	21
	(2) 募集要項の配布	21
	(3) 現地説明会の開催	21
	(4) 応募登録	22
	(5) 質問の受付及び回答	22
	(6) 応募の受付（応募書類の提出）	22
	(7) 提出書類	23
5	応募に関するその他の留意事項	24
	(1) 応募書類の作成及び提出	24
	(2) 応募書類の内容	24
	(3) 応募書類の取扱い	25
第5	審査及び選定に関する事項	26
1	審査の方法及び手順	26
2	審査基準	28
3	審査委員会の委員への接触禁止等	28
4	審査結果の通知及び公表	29
5	事業者の決定等	29
	(1) 事業者及び事業内容の決定	29
	(2) 事業者の公表	29
	(3) 協議が不調となった場合の対応	29
第6	問い合わせ先	30

【応募書類様式】

- 様式1 応募申込書
- 様式2 誓約書
- 様式3 連合体協定書（連合体のみ）
- 様式4 委任状（連合体のみ）
- 様式5 応募事業者の実績を証する書類
- 様式6 文化財実務経験者の実績を証する書類
- 様式7-1 事業計画概要説明書
- 様式7-2 活用事業の提案
- 様式7-3 保存事業のうち修復工事に係る計画
- 様式7-4 保存事業のうち維持管理に係る計画
- 様式7-5 収支等計画
- 様式8 現地説明会参加申込書
- 様式9 応募登録申込書
- 様式10 質問票
- 様式11 参加辞退届

【添付資料】

- 資料1 平面図
- 資料2 日比谷公園旧公園資料館等 保存活用計画
- 資料3 日比谷公園旧公園資料館等 保存活用マニュアル
- 資料4 日比谷公園旧公園資料館等保存・活用事業実施協定書（案）

第1 募集目的

1 事業の背景と目的

東京都（以下「都」という。）は、平成16年に「パークマネジメントマスタープラン」を策定し、公園ごとの特性を踏まえた公園づくりを進めてきました。その後、東日本大震災の発生や東京2020大会の開催決定のほか、都民のライフスタイルや価値観の多様化、少子高齢化の進展など、社会状況も大きく変化したことを受け、平成27年にマスタープランの改定を行いました。改定後のマスタープランでは、「都市の魅力を高める公園」「高度防災都市を支える公園」「生命を育む環境を次世代に継承する公園」「豊かな生活の核となる公園」の四つを基本理念として定め、更に魅力ある東京の公園づくりを進めています。

また、平成29年の東京都公園審議会「都立公園の多面的な活用の推進方策について」の答申では、都立公園としての公共性を確保しつつ、民間活力を發揮させる取組を官民で調整して適切かつ円滑に進めることで、都立公園の魅力や価値の向上を図っていくことが重要と示されています。令和4年3月に改定した「日比谷公園マネジメントプラン」においても、民間活力の導入による新たな魅力を持った都立公園を目標の一つに掲げ、新たなにぎわいを創出するため、民間事業者等と連携し、公園全体の利用を促進していくこととしています。

日比谷公園「旧公園資料館」は、都の所有する歴史的建造物であり、日比谷公園の歴史を語る貴重な財産でもあることから、この建物をシンボリックな公園施設として保存・活用することとし、民間事業者との連携の取組として、平成16年度に、建物の耐震補強及び修復工事を行った上で活用事業を運営する事業者を選定しました。以降、都は、日比谷公園を訪れる多くの人が、歴史的・文化的な価値を享受し、楽しむことのできる首都東京の観光資源として、本事業を進めているところです。

令和3年7月に策定した「都立日比谷公園再生整備計画」では、旧公園資料館（旧日比谷公園事務所）を「都指定有形文化財として文化・歴史的価値を発信しつつ、民間のノウハウを活用して多面的な活用を図っていく」施設として位置付けています。

以上を踏まえ、本事業は、公募により選定された民間事業者が、旧公園資料館等の修復工事を行い、その後適切に保存することとともに、都指定有形文化財である「旧公園資料館」を中心とするエリアにおいて、歴史的価値を活かした運営・管理を行うことを目的としています。

※ 関係資料については、以下の都ホームページからご覧いただけます。

- パークマネジメントマスタープラン

https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/jigyo/park/tokyo_kouen/parkmanagement/index.html

- 都立公園の多面的な活用の推進方策について 答申

<https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/content/000028206.pdf>

- 日比谷公園マネジメントプラン

<https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/content/000021378.pdf>

- 都立日比谷公園再生整備計画

<https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/content/000059135.pdf>

2 事業対象公園、事業対象エリア等

(1) 都立日比谷公園の概要

日比谷公園は、皇居を取り囲むように配置された都市計画中央公園の一部を構成している公園です。計画面積約 156ha の区域には、皇居外苑、皇居東御苑、北の丸公園、日比谷公園などの大規模な緑地群を配置し、東京を代表する「緑の拠点」として、東京都区部の中心に大規模な緑を形成しています。東京都は、都市計画中央公園の区域のうち、皇居外苑の南側約 16ha の区域に日比谷公園を開設しています。

日比谷公園の位置する区域は、15 世紀の中頃までは東京湾の入江で、陸地はごく一部にすぎなかったと伝えられています。江戸時代初期に埋め立てられ、幕末まで武家屋敷が立ち並んでいたとされています。その後、近代洋風公園の先駆けとして、1903 年（明治 36 年）に日比谷公園が開園しました。

日比谷公園は、110 年以上の歴史があり、東京のシンボリック公園として都民に親しまれるとともに、園内には日比谷公会堂、大音楽堂、日比谷図書文化館など多数の文化施設を有し、近隣のビジネス街に勤める人達の憩いの場として利用されています。公園周辺には、文化・交流・迎賓機能を持つ日比谷・内幸町をはじめ、霞が関・大手町・丸の内・有楽町・新橋・虎ノ門など、性格の異なるまちがあり、近年は周辺地域の開発も進みつつあります。

2007 年（平成 19 年）には、景観法により景観重要公共施設（景観重要都市公園）に指定されました。また、東京都地域防災計画及び千代田区地域防災計画により、防災上の重要な位置付けを持っています。

なお、日比谷公園は、開園 130 周年を迎える 2033 年を目標に、都立日比谷公園再生整備計画に基づき、再生に向けた整備工事を実施する予定です。

項目	概要
名称	都立日比谷公園
所在地	東京都千代田区日比谷公園
開園面積	161,636.66 m ² （令和 4 年 4 月 1 日現在）
アクセス	東京メトロ丸の内線・千代田線「霞ヶ関」（出口すぐ） 東京メトロ千代田線・日比谷線、都営地下鉄三田線「日比谷」（出口すぐ） JR 山手線・京浜東北線「有楽町」（徒歩 8 分）
指定管理者	公益財団法人東京都公園協会（令和 5 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日）
主な 周辺施設	法務省・検察庁・弁護士会館・厚生労働省・人事院・東京高等検察庁・ 東京家庭裁判所・東京簡易裁判所・民間商業施設 等

※ 日比谷公園に関する基本的な情報については、指定管理者のホームページを参照ください。

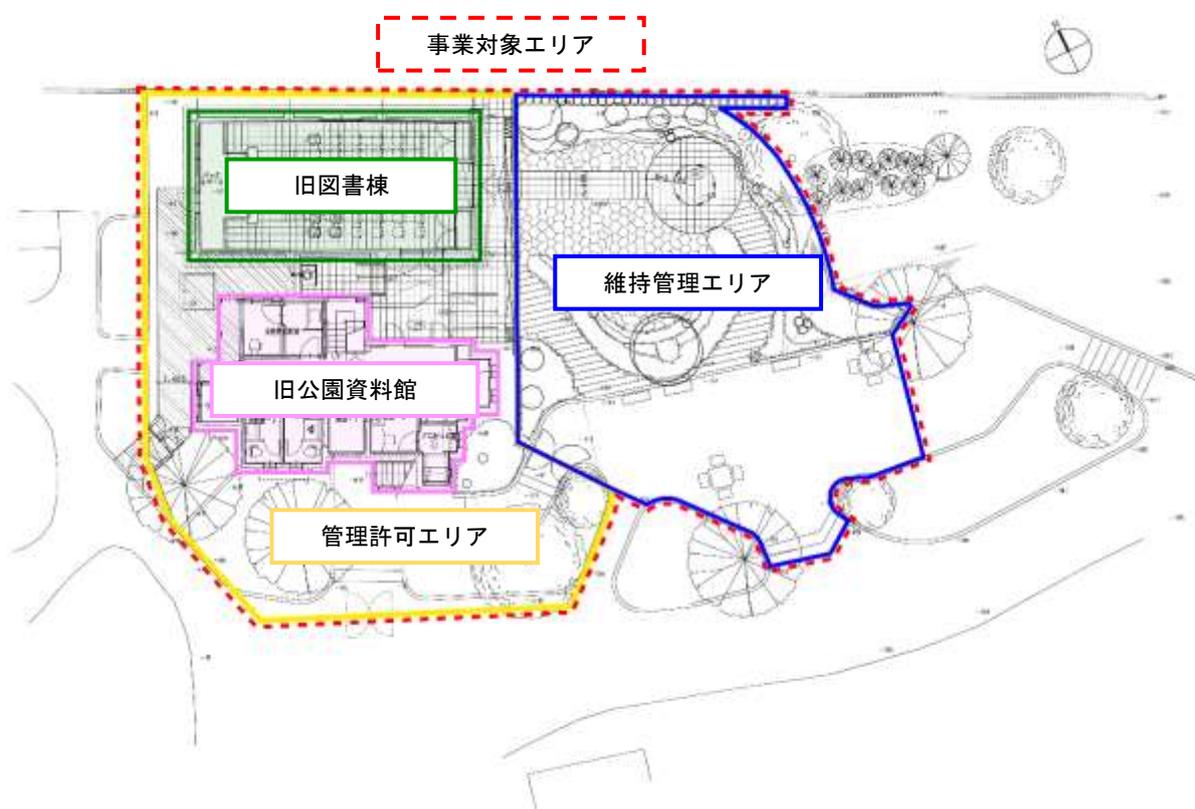
<https://www.tokyo-park.or.jp/park/format/index037.html>

(3) 事業対象エリアの詳細

本事業の対象となる「事業対象エリア」は、「管理許可エリア」と「維持管理エリア」から構成されます。

「管理許可エリア」は、都と事業者が締結する「日比谷公園旧公園資料館等保存・活用事業実施協定書」（資料4参照。以下「協定」という。）に基づく修復工事を実施後に、都市公園法第5条第1項の規定に基づき、都から管理許可を受け、運営及び維持管理を行うエリアです。旧公園資料館及び旧図書棟を含む、広さ373.87㎡の敷地です。

「維持管理エリア」は、協定に基づき、事業者が維持管理を行うエリアです。広さ約250㎡の範囲を予定していますが、正確な範囲及び面積については、事業者決定後、都と事業者の協議の上、事業者負担にて測量を行い、範囲及び面積を相互確認の上で定めるものとします。



(4) 事業スケジュール

本事業期間は、協定締結日から管理許可終了日までとします。

「第5 審査及び選定に関する事項」に記載する事業候補者となった者は、都と協議の上、協定を締結することにより、本事業の事業者として決定します。

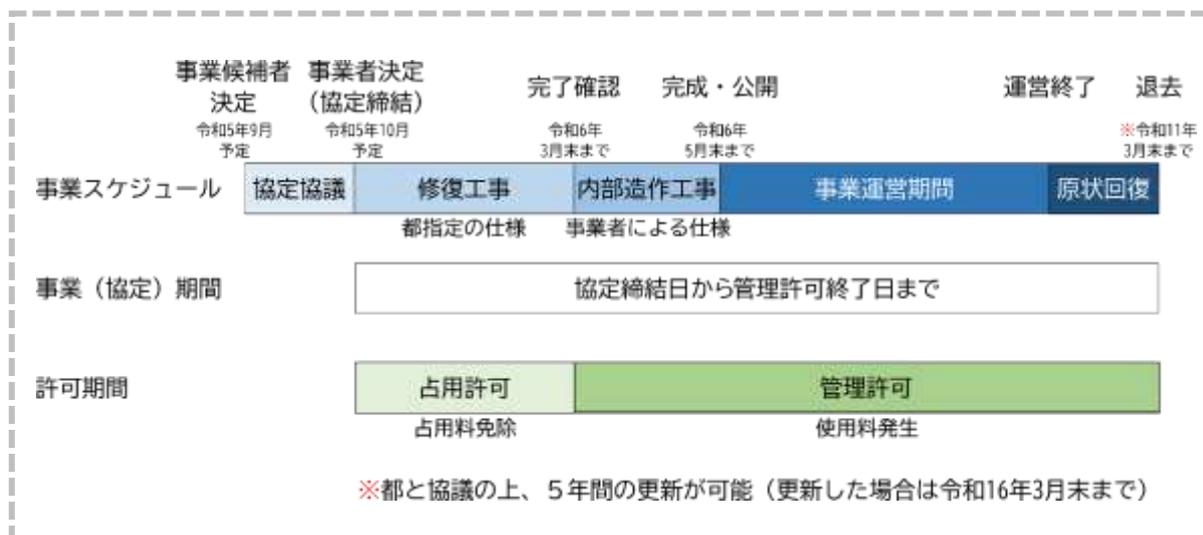
事業者は、協定に基づく旧公園資料館及び旧図書棟の修復工事を実施後に、必要に応じて、事業者が提案する事業の用に供するための内部仕上造作や設備等の軽微な改修・整備工事（以下「内部造作工事」という。）を実施し、管理許可エリアの運営及び維持管理を行ってください。なお、維持管理エリアは、協定締結日から、維持管理を行ってください。

修復工事については、都から占有許可を受けた上で実施し、令和6年3月末までに都の完了確認を受けて合格してください。その後、都から管理許可を受けた上で、内部造作工事を実施することができます。内部造作工事については、令和6年5月末までに都の完了確認を受け、令和6年6月1日までに事業対象エリアの運用を開始してください。

事業運営期間は管理許可を受けた日から5年間（令和6年4月1日に管理許可を受けた場合、令和11年3月末まで）とします。事業者が希望する場合、都と協議の上、更に5年を上限として更新が可能です（当初の約5年間を含めて最大で10年間事業実施可能です。この場合の事業期間の終期は、令和16年3月末になります。）。

なお、上記事業期間には、修復工事終了後に都の完了確認に合格した時の状態（内部造作工事施工前の状態）に原状回復（以下「原状回復」という。）する期間を含みます。

事業スケジュール（予定）



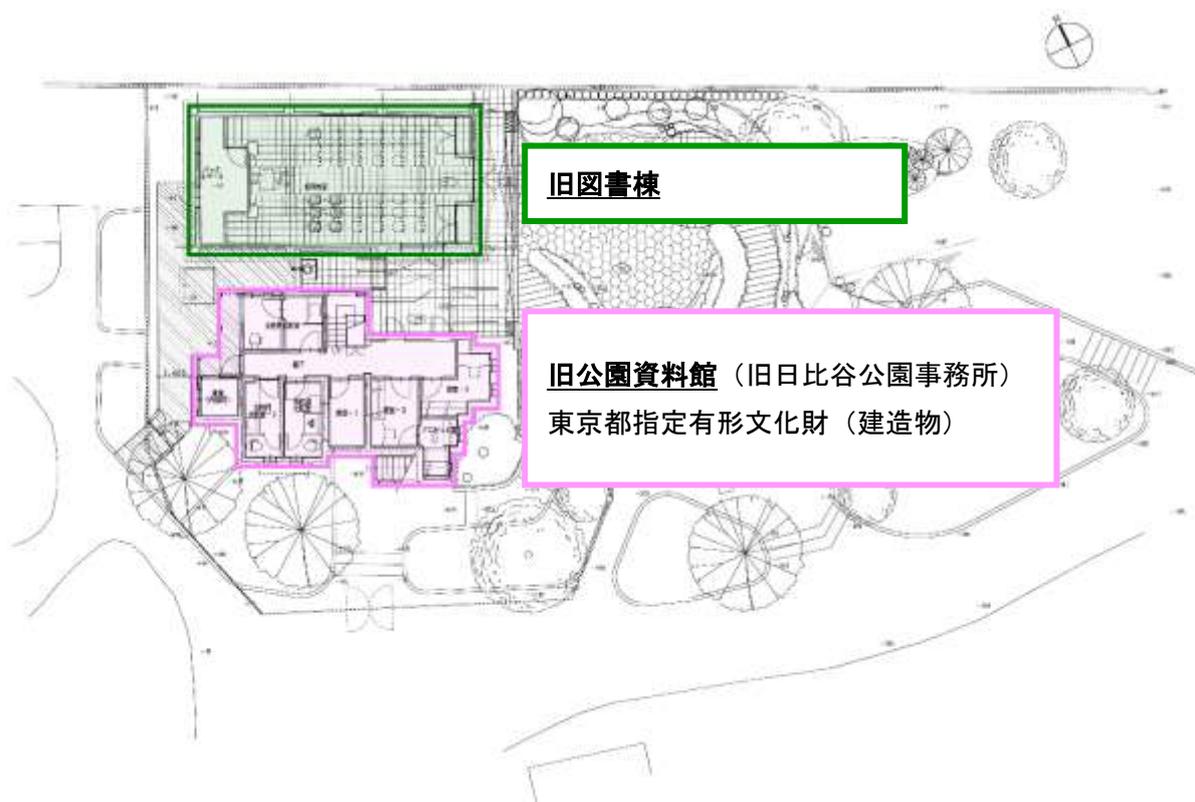
(5) 旧公園資料館及び旧図書棟の概要

① 旧公園資料館（旧日比谷公園事務所）

所 在 千代田区日比谷公園内
延床面積 1階：66 m² 2階：62 m² 計：128 m²
地域地区 第一種住居地域 建ぺい率 60% 容積率 300% 準防火地域
建築時期 明治43年（1910年）11月
構 造 2階建 1階：組積造（煉瓦造及び玉石積） 2階：木造
設 計 者 福田重義（東京市技師）
特 徴 ドイツ・バンガロー風の建築物で、明治期の数少ない近代洋風建築
そ の 他 平成2年3月22日「東京都指定有形文化財（建造物）」に指定

② 旧図書棟

延床面積 74 m²
建築時期 昭和57年（1982年）
構 造 1階建 RC造



③ 主な改修工事履歴

年号	西暦	旧公園資料館（木造棟）	旧図書棟（RC棟）
明治43年	(1910年)	公園管理事務所として竣工	
昭和30年頃		1階一部改装	
昭和39年	(1964年)	日比谷公園資料館公開	
昭和47年	(1972年)	設計者福田重義技師のレリーフ設置	
昭和51年	(1976年)	東京都公園資料館に改称、内部改装実施	
昭和56年	(1981年)	屋根の天然スレート鱗茸をシングルに葺替え	
昭和57年	(1982年)		図書棟（現：RC造棟）新築工事
平成2年	(1990年)	東京都有形文化財（建造物）に指定	
平成9年	(1997年)	建物耐震調査委託	
平成10年	(1998年)	耐震補強実施設計	
平成11年	(1999年)	公園資料館閉館	
平成18年	(2006年)	耐震補強工事（平成10年設計に基づく補強）、他修復工事	屋根改修、他修復工事

第2 保存・活用事業の内容

1 保存・活用事業

本事業対象エリアにおいては、「日比谷公園旧公園資料館等保存活用計画」（資料2参照。以下「保存活用計画」という。）及び「日比谷公園旧公園資料館等保存活用マニュアル」（資料3参照。以下「保存活用マニュアル」という。）が策定されています。

保存活用計画を踏まえ、歴史的な建造物である旧公園資料館の優れた文化的・歴史的価値を保存し、魅力的な公園施設として利活用することにより、多様な来園者を惹きつける場を創出するとともに、保存活用マニュアルに基づき適切な維持管理を行ってください。

具体的には、以下に基づき提案してください。

(1) 保存事業

① 旧公園資料館

都が提供する設計図書に基づく修復工事を行うこと。

また、文化財としての価値を維持するよう適切に保存するとともに、開かれた公園施設として利用に供せるよう、適切な維持管理を行うこと。

② 旧図書棟

都が提供する設計図書に基づく修復工事を行うこと。

また、文化財である旧公園資料館に隣接する施設として、景観的調和を保つよう維持管理を行うこと。

③ 維持管理エリア

旧公園資料館に隣接するエリアとして、景観的調和を保つとともに、開かれた公園施設として利用に供せるよう、適切な維持管理を行うこと。

(2) 活用事業

① 旧公園資料館

旧公園資料館の文化的・歴史的な価値を活かし、かつ、その価値を向上させる、魅力的な用途として活用すること。

なお、必要に応じて、内部造作工事を行うことができる。ただし、構造躯体や外観については竣工時に近い状態で保存及び利活用することとし、文化財として現状の変更を生じさせないこと。

また、日比谷公園の歴史及び旧公園資料館に関する展示等により情報発信機能を確保するとともに、歴史・文化の普及・啓発を行うため、原則として開放し、来園者が気軽に立ち寄れるよう工夫をすること。

② 旧図書棟

旧公園資料館に隣接する施設として、旧公園資料館と一体的な用途として使用すること。なお、事業者が提案する事業の用に供するための内部造作工事を行うことができる。

③ 維持管理エリア

広場として来園者が利用できるよう、開放すること。ただし、所定の手続きを経た上で、事業者が提案する事業の用に供するために使用することができる。

2 提案内容

事業者は、旧公園資料館及び旧図書棟において修復工事を行い、旧公園資料館を中心とする事業対象エリアにおける魅力的なサービスの提案及び維持管理にかかる計画を提出してください。

(1) 保存事業に係る計画の提出

- ・旧公園資料館及び旧図書棟において、都が提供する設計図書に基づく修復工事の実施に当たっては、施工計画書や体制等を提示してください。
- ・事業対象エリアにおいて、保存活用計画及び保存活用アニュアルに基づき、維持管理を行うための体制等を提示してください。

(2) 活用事業の提案

- ・旧公園資料館を中心とする事業対象エリアにおいて、日比谷公園及び事業対象エリアの価値や魅力を向上させるとともに、公園利用者の楽しみ方、過ごし方を豊かにするようなサービス内容を提案してください。
- ・事業者が提案する事業の用に供するための内部造作工事を実施する場合は、その内容を提案し、施工計画・体制等を提示してください。
- ・日比谷公園や旧公園資料館の歴史・文化の普及啓発を行うための取組を提案してください。
- ・旧公園資料館の文化財としての価値や魅力が来園者に広く周知されるよう、旧公園資料館の利用を促す取組について提案してください。

第3 事業実施における条件

事業を実施するに当たっては、以下の条件に基づき実施してください。

1 共通事項

(1) 公共性等への配慮

- ・ 「やすらぎ・レクリエーション」、「景観」、「自然環境・生物多様性保全」、「防災」等の公園の本来機能や、公的施設としての公共性に十分配慮してください。
- ・ 都及び指定管理者との連絡体制を構築してください。
- ・ 公園利用者等への配慮として、美化や防犯等の措置を講じ、これらの事項に関して、都、指定管理者及び千代田区等から指導、指示を受けた場合はこれに従ってください。

(2) 法令等の遵守

関係法令を遵守してください。以下に関係法令の一部を例示します。

- ・ 都市計画法
 - ・ 都市公園法
 - ・ 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）
 - ・ 東京都文化財保護条例（昭和 51 年条例第 25 号）
 - ・ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
 - ・ 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）
 - ・ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
 - ・ 東京都立公園条例（昭和 31 年東京都条例第 107 号）
 - ・ 東京都建築安全条例（昭和 25 年東京都条例第 89 号）
 - ・ 東京都屋外広告物条例（昭和 24 年東京都条例第 100 号）
 - ・ 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和 37 年東京都条例第 103 号）
 - ・ 東京都環境基本条例（平成 6 年東京都条例第 92 号）
 - ・ 東京都行政手続条例（平成 6 年東京都条例第 142 号）
 - ・ 東京都受動喫煙防止条例（平成 30 年条例第 75 号）
 - ・ 東京都景観条例（平成 18 年条例第 136 号）
 - ・ 東京都千代田区景観まちづくり条例
- 等

2 修復工事及び内部造作工事に関する条件

(1) 修復工事に関する条件

- ・ 事業対象エリアの使用を開始する前に、都が提供する設計図書に基づき、施工計画書等を作成の上都に提出し、都の承認を受けた内容で修復工事を行ってください。
- ・ 修復工事は、都が指定する仕様と同等以上の仕様で行ってください。
- ・ 修復工事は、旧公園資料館は文化財であること、旧図書棟及び維持管理エリアは文化財に隣接する部分として一体的な価値を形成していることを踏まえた上で施工してください。また、「第4 3(1) iii 文化財実務経験者による助言」に定める文化財実務経験者に助言を求めた上で施工してください。
- ・ 事業者は修復工事の実施後、都に完了報告を行うとともに、事前に承認した施工計画書等に基づき適切な施工が行われているか、都の完了確認を受けて合格してください。適切な施工が行われていないと認められる場合には、都の指示により、事業者は、事業者の費用負担で、再施工や手直し工事を実施する必要があります。
- ・ 工事に必要な各種法令に基づく許認可等は、原則として、事業者が取得してください。また、事業者は、都が修復工事に関する協定上の義務を履行するために必要となる許認可を取得するに際して、必要な資料の提出等協力を行うものとします。
- ・ 修復工事の実施に当たっては、周辺の樹木の伐採を伴わない方法で実施してください。

(2) 内部造作工事に関する条件

- ・ 修復工事施工後の旧公園資料館及び旧図書棟において、事業者は応募時に提出した企画提案書類の仕様等に基づき、着工前に設計協議書及び施工計画書を都に提出し、都の承認を受けた内容で内部造作工事を行うことができますものとします。
- ・ 内部造作工事の費用は、事業者が負担してください。
- ・ 内部造作工事は、東京都文化財保護条例第14条に規定する現状変更許可が不要な範囲とし、当初材を損傷しないものとしてください。旧公園資料館は歴史的建造物にふさわしい意匠とし、旧図書棟は文化財に隣接する部分として、旧公園資料館及び日比谷公園と一体的な景観を形成するよう工事を実施してください。また、内部造作工事については「第4 3(1) iii 文化財実務経験者による助言」に定める文化財実務経験者に助言を求めた上で計画・施工してください。
- ・ 建築確認申請が必要となる増改築等の建築行為や、平成18年施工の耐震補強部分の変更は認めません。
- ・ 事業者は内部造作工事の実施後、都に完了報告を行うとともに、事前に承認した設計協議書及び施工計画書等に基づき適切な施工が行われているか、都の完了確認を受けてください。適切な施工が行われていないと認められる場合には、都の指示により、事業者は、事業者の費用負担で、再施工や手直し工事を実施する必要があります。
- ・ 内部造作工事の実施に当たっては、周辺の樹木の伐採を伴わない方法で実施してください。
- ・ 工事により加えた内部造作等は、管理許可期間終了時までには原状回復を行ってください。

(3) その他

- ・ 協定締結後、都と工事等のための測量・設計・施工・施工監理等の協議を行ってください。

- ・ 施工に当たっては、主任技術者等を常駐させ責任をもって施工してください。
- ・ 建設業法、建設リサイクル法など関連法令を遵守するとともに、都の建築工事標準仕様書を準用するなど、関係機関からの指導に従って施工してください。
- ・ 修復工事及び内部造作工事の完了後、それぞれの工事について、都の指示するしゅん工図書等を提出してください。

3 事業対象エリアにおける取組の条件

(1) 運営及び維持管理に関する条件

i 一般的事項

- ・ 事業者は、本要項の内容を踏まえ、歴史的な建造物である旧公園資料館を中心とした事業対象エリアを、魅力的な公園施設として運営及び維持管理を行ってください。
- ・ 管理許可エリアと維持管理エリアを一括して、事業者の責任で管理を行ってください。管理には、維持管理のほか、公園利用者の安全管理も含まれます。
- ・ 管理許可エリアについては、都市公園法第5条第1項の規定に基づき、都から管理許可を受ける必要があります（管理許可に伴う使用料については「5 費用負担 (5) 使用料等 i 管理許可に伴う使用料」に記載）。ただし、修復工事期間中については、同法第6条第1項に基づき、占有許可を受ける必要があります。
- ・ 管理許可を受けた財産を第三者に転貸することはできません。
- ・ 管理許可にかかる権利を他に譲り渡すことはできません。
- ・ 維持管理エリアについては、事業者決定後、都と事業者の協議の上、事業者負担にて測量を行い、範囲及び面積を相互確認の上で定めるものとします。

ii 運営について

- ・ 旧公園資料館及び維持管理エリアは、原則として開放してください。
- ・ 運営に当たっては、各種法令を遵守するほか、都及び指定管理者からの指導、指示に従ってください。また、施設を活用して飲食店等を運営する場合には、食品衛生法その他関係法令を遵守し、衛生管理及び感染症対策を徹底してください。なお、運営に必要な各種法令に基づく許認可等は、事業者が取得してください。
- ・ 施設の活用については、事業対象エリアが公園施設であることを十分に踏まえた上で、公園の特性や利用状況、来園者のニーズを把握し、公園利用者の楽しみ方、過ごし方を豊かにするようなサービスを提供するものとしてください。
- ・ 管理許可エリアにおいて、公園利用者の利便に供する物品の販売、有料イベント等の営利を目的とする取組が実施可能です。ただし、以下の各項目に該当しないものとします。
 - ア 政治的又は宗教的な内容を取り扱うもの
 - イ その他、公園管理上及び公園周辺に特に支障を与えるおそれがあるもの
- ・ 旧公園資料館について、営業日（休業日）、営業時間等を定めてください。なお、休業日は原則として週1回程度以内（年末年始を除く）としてください。

iii 維持管理について

- ・ 事業対象エリア内の維持管理・修繕については、事業者が実施してください。負担の区分については「5 費用負担 (3)」によります。
- ・ 事業者は、維持管理・修繕を行う際には、保存活用マニュアルに基づき、都に報告・協議

を行ってください。

iv 維持管理エリアの優先占有について

- ・ 事業者は、都に占有手続きを行うことにより、維持管理エリアを管理許可エリアでの事業の目的のために使用することができます。ただし、維持管理エリアの占有は、事業者に限られたものではないことに留意してください。
- ・ 事業者は、維持管理エリアの優先占有申請を行うことができます。都は、事業者が占有しようとする日の13ヶ月前の1日（2月分については前年の1月5日）に申請を受け付けた後に、事業者以外の申請を受け付けるものとします。

v 車両の搬出入

- ・ 材料の搬入やゴミの搬出等に当たっては、公園管理に支障がないよう、車両の大きさや時間、搬入路等を制限することがあります。詳細は、都及び指定管理者からの公園管理に係る指導、指示に従ってください。

vi 廃棄物処理

- ・ 施設の運営に伴う廃棄物の処理（保管、搬出、処分等）は、事業者の責任において適正に行ってください。

vii その他

- ・ 事業対象エリア内施設に接続する水道管等のインフラ設備については、必要な補修を除き、原則として改修は認めません。
- ・ 営業時間や建物内部の改装などの変更を行う場合は、事前に都と協議してください。
- ・ 都が行う公園内の管理、運營業務（定期点検など）に伴い、事業者の事業に休業等が発生した場合であっても、原則として、都は事業者に対して補償を行いません。
- ・ 事業者は、今後、園内において工事や便益施設の新設、大規模イベント等があった場合でも、運営に関していかなる補償も受けられません。
- ・ 施設、機器等の不備又は施設管理上の瑕疵により公園施設又は第三者に被害を及ぼしたときは、速やかにその補填をし、又は賠償の責に応じてください。そのため、施設賠償保険など、リスクに応じた保険に加入してください。

(2) 管理許可期間終了時に関する条件

事業者は、管理許可期間が終了したとき又は管理許可が取り消されたときは、事業者の所有・管理する物件等を撤去し、「5 費用負担(4) 原状回復に係る費用」の分担に基づき原状回復を行い、都の承認を得た上で返還してください。ただし、都が現状のままで返還することを承認した部分を除きます。なお、原状回復に当たっては「第4 3(1) iii 文化財実務経験者による助言」に定める文化財実務経験者に助言を求めた上で計画・施工してください。

(3) その他

公園の魅力向上や活性化のため、指定管理者等の公園関係者と情報交換や連携・協力を図り、公園運営への積極的な参画を進めてください。

4 事業報告

事業効果を測定するため、施設の運営開始の翌年度以降、毎年6月末までに事業計画の実施状況等について都に報告してください。また、都は必要に応じて随時報告を求めるほか、ヒアリングを実施する場合があります。なお、社会状況の変化や都民ニーズ等を踏まえ、事業計画の見直しを求めることがあります。

5 費用負担

事業の実施に係る必要経費は、修復工事に係る都が負担する上限額を除き、全て事業者の負担とします。以下に示す基準額は、令和5年4月1日現在のものです。

なお、東京都立公園条例施行規則の改正により、使用料及び占用料の額は変動する場合があります。

(1) 修復工事及び内部造作工事に係る費用

i 修復工事に係る費用

- ・ 都が指定する修復工事に係る費用は、原則として都が負担します。
- ・ 修復工事に関する設計資料及び都が負担する費用の上限額は、応募登録を行った事業者
に、後日データにて送付いたします。
- ・ 修復工事費の総額が、都が負担する費用の上限額を下回る場合は、その額を都が負担する事業費から減額するものとします。

ii 内部造作工事に係る費用

- ・ 工事に関連して要した全ての費用は、事業者の負担とします。

(2) 工事期間中の占用料

i 修復工事に係る占用料

修復工事に当たり、管理許可エリア、維持管理エリア含む公園敷地を作業ヤードとして使用する場合には、その範囲等について事前に都と調整の上、都の占用許可を受けてください。

なお、占用料については全額免除します。

ii 内部造作工事に係る占用料

内部造作工事に当たり、管理許可エリアを除く公園敷地（維持管理エリア含む）を作業ヤードとして使用する場合には、その範囲等について事前に都と調整の上、都の占用許可を受けてください。なお、事業者が使用する面積に基づき、下記の計算により算出される占用料を都に納付してください。

《計算式（令和5年4月1日時点）》

$$\text{占用料（日額）} = 34 \text{ 円} / \text{m}^2 \times \text{使用面積（m}^2\text{）}$$

(3) 運営及び維持管理に係る費用

- ・ 運営及び維持管理に係る費用負担及び実施者は、原則として事業者とします。
また、修繕については、協定に定める不可抗力が原因で発生した場合を除き、以下のとお

りとします。

種別	旧公園資料館	その他 事業対象エリア
大規模修繕※ (壁、柱、床、梁等建物の主要構造物に著しい損傷が生じた 場合の修繕及び故障した設備の交換・オーバーホール等)	都	都
その他	事業者	事業者

※ 日常の点検・維持管理を怠ったこと又は事業者の使用に起因し、大規模修繕が必要となった場合は、事業者の費用負担と責任により実施すること。

(4) 原状回復に係る費用

- 管理許可期間終了に伴う原状回復に係る費用負担及び実施者は、協定に定める不可抗力が原因で発生した場合を除き、以下のとおりとします。

ただし、日常の点検・維持管理を怠ったこと又は事業者の使用に起因し、原状回復が必要となった場合は、事業者の費用負担と責任により実施してください。

種別	旧公園資料館	その他 管理許可エリア
自然損耗	都	都
自然損耗以外の損傷（事業者による破損等）	事業者	事業者
設備（事業者が新たに設置したものは除く）	都	都

(5) 使用料等

i 管理許可に伴う使用料

- 使用料については、管理許可後、東京都立公園条例施行規則に定める金額を支払ってください。

使用料：2,923,300円（月額）※（令和5年4月1日時点）

- 使用料の支払いは、原則として四半期ごとに、都が指定する期日までに支払うものとし、使用料を指定期日までに支払わなかった場合には、延滞金を徴収します。
- 使用料は定期的に見直しを行っており、管理許可期間中に改定される場合があります。
- 使用料の他に、光熱水費等実費を別途負担してください。

ii その他

イベント等の実施に係る費用は、全て事業者の負担となります。事業の実施に伴い公園施設又は第三者に被害を及ぼしたときは、速やかにその補填をし、又は賠償の責にに応じてください。

(6) 維持管理エリアの占用料

維持管理エリアを管理許可エリアでの事業の目的のために使用する場合には、その範囲等について都に占用許可申請を行い、占用許可を受けた上で、占用料を都に納付してください。

なお、占用料は、事業者が使用する面積に基づき下記の計算により算出されます。

《計算式（令和5年4月1日時点）》

$$\text{占用料（日額）} = 34 \text{ 円} / \text{m}^2 \times \text{使用面積（m}^2\text{）}$$

（7）保証金

事業者は、保証金として、以下の計算式に基づいた金額を、別途都の定める期日までに都に預託してください。保証金は、事業者の瑕疵により公園に大きな損害を与えた場合や、事業者の責めに帰すべき事由により事業期間満了前に事業が中止となった場合の保証金として預託するもので、保証対象事由が発生しなかった場合は、事業期間終了時に返金します。なお、保証金には利子を付さないものとします。

《計算式》

$$\text{保証金} = \text{管理許可使用料} 3 \text{ ヶ月分}$$

6 事業の中止等

（1）事業の中止

事業期間中であっても、以下に該当した場合には、いかなる事由があっても事業を中止するものとします。

- ・ 事業者が都市公園法第27条の規定に基づく監督処分を受けた場合
- ・ 事業者が本要項の記載事項、企画提案の内容や都と締結した協定事項について、記載義務を果たさなかった場合又は都の許可なく変更や違反を行い、都の指導に対して一向に改善が見られない場合

（2）事業の中止時の原状回復

事業者は、事業が中止となった場合には、中止事由にかかわらず、事業者が施工した内部造作等を自己の費用負担により撤去し、修復工事終了後に都の完了確認に合格した時の状態（内部造作工事施工前の状態）に原状回復を行ってください。原状回復については、事前に都と協議の上、都の指示に基づき実施してください。ただし、修復工事完了前に事業を中止した場合の対応は、都と協議して決定することとします。

（3）事業の中止時の補償等

前記（1）の事由により事業が中止となった場合、事業者はその損害の補償又は補填を受けることはできません。また、都は、事業中止又は内容の変更について、事業者の称号若しくは名称、所在地、中止の内容及び理由を公表できることとします。

7 リスク分担

事業者が提案し実施する事業内容については、事業者が責任をもって遂行し、事業に伴い発生するリスクについては、原則として事業者が負うものとします。ただし、都が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、都が責任を負うものとします。負担が明確でないものについては協議により決定します。

事業者の決定後に締結する協定案（資料4参照）の内容についても十分ご確認ください。

リスクの種類	内容	負担者	
		都	事業者
法令変更 ※1	事業者が行う整備・管理業務に影響のある法令等の変更	協議事項	
土地の契約不適合	事業対象エリアにおいて土壌汚染が発見された場合新たに発見された地中埋設物等による建設工事の中止・延期	協議事項	
建物の契約不適合	建物内部に新たな腐食、朽廃が発見され建物の修繕が必要となった場合	協議事項	
第三者賠償	事業者が行う業務（工事・維持・運営）に起因する事故、施設や機器等の不備に起因する事故において第三者に損害を与えた場合		○
物価 ※2	事業者決定後のインフレ・デフレ		○
金利	事業予定者決定後の金利変動		○
不可抗力 ※3	自然災害等による業務の変更、中止、延期	協議事項	
資金調達	必要な資金確保		○
事業の中止・延期	都の責任による中止・延期	○	
	事業者の責任による中止・延期		○
	事業者の事業放棄・破綻		○
申請コスト	申請費用の負担		○
施設競合 ※4	競合施設による利用者減・収入減		○
需要変動	当初の需要見込みと異なる状況		○
施設損傷	施設、機器等の損傷		○
債務不履行	事業者の事由による業務並びに契約内容の不履行		○
施設のリスク ※5	施設、機器、物品等の不備又は、施設管理上の瑕疵並びに火災等の事故による臨時休業等に伴うリスク		○
公園の魅力創出の取組に係るリスク	提案に基づく取組による事故等のリスク		○

※1 ただし、管理許可に伴う使用料及び占用許可に伴う占用料に関する法令変更のリスクは全て事業者が負担するものとします。

※2 ただし、著しいインフレ、デフレについては協議事項とします。

※3

- ・ 施設等が復旧困難な被害を受けた場合、都は、事業者に対し当該施設に関する全ての業務の停止を命じることがあります。
- ・ 災害発生時には、避難場所の確保や災害対応のために、業務の一部又は全部の停止を命じることがあります。（感染症対応を含む。）
- ・ 都が事業者に対し、業務の一部又は全部の停止を命じた場合であっても、都は事業者に対する休業補償は行いません。（感染症対応を含む。）

※4

- ・ 公園内及び周辺における都や第三者のイベント等の開催に伴い、事業者の事業に損失や休業等が発生した場合など、いかなる理由においても、都は事業者に対して補償を行いません。

※5

- ・ ただし、建物内部に新たな朽廃等が発見された場合を除きます。

8 提案内容の変更等

- ・ 事業者は、事業開始後に企画提案の内容変更や構成員の追加、脱退等を行う必要がある場合、都と事前に協議を行い、都の承認を得る必要があります。ただし、企画提案の根幹に関わる変更はできません。
- ・ 本事業に係る権利を、都の許可なく他人に譲渡すること、転貸すること、担保に供すること、又は使用させることはできません。

9 その他

本事業を進めるに当たり疑義が生じた場合は、その都度都と事業者が協議することとします。

第4 応募に関する事項

1 応募上の注意事項

- ・ 応募書類の作成に当たっては、各様式に示す「記載事項」及び「記載における注意事項」に従ってください。
- ・ それぞれの取組が想定する対象や内容、実施主体や協力者、実施方法や仕組み等、できる限り具体的に記載するとともに、過去の類似の取組実績についてもご紹介ください。
- ・ 提案内容を継続的に実施するために必要な体制（人員、予算等）についても提案してください。
- ・ 本要項配布日から事業候補者決定通知日までの間は、応募者に限らず、いかなる者からの提案内容、審査内容等に関するお問合せにはお答えできません。

2 応募者の構成

応募できる者は、事業を行う法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は複数の法人等によって構成される連合体（以下「連合体」という。）とします。連合体で応募する場合は、運営者が代表法人になり、応募手続及び事業に必要な諸手続、その他の都との協議等を行うものとします。

連合体で応募する場合には、次の事項を遵守してください。

- ・ 代表法人及び構成員の役割分担を明示してください。
- ・ 管理許可の相手方は代表法人となります。東京都立公園条例第5条に基づき、代表法人は都内に住所又は主たる事務所を有する必要があります。
- ・ 一つの連合体の代表法人又は構成員は、別の提案を行う連合体の代表法人又は構成員や、単独の応募者となることはできません。また、連合体で応募した事業者は、提案時から事業期間終了まで、以下の事項を遵守してください。
 - ① 代表法人の変更は認めません。
 - ② 運営・管理を担当する構成員の変更は認めません。

3 応募者の資格要件等

(1) 応募資格

応募者は、本事業の趣旨を理解し、事業実施に対する意欲が高く、必要な資力、信用、技術的能力、管理能力、実績を有し、事業期間を通じて事業実施が可能である者とし、次の条件を満たしている必要があります。

i 管理許可受者

都内に住所又は主たる事務所を有すること。

ii 運営・管理者

- ・ 令和5年4月1日現在において、過去5年以上連続して提案事業に係る営業実績を有すること。
- ・ 飲食店の場合には、食品衛生責任者になることができる資格を有し、飲食店・売店等業務の経験が豊富な者を現場責任者として配置できること。

iii 文化財実務経験者による助言

旧公園資料館は都指定有形文化財であることから、事業期間を通じて修復工事及び維持管

理を適切かつ自発的に行うため、下記要件のいずれかを満たす者（以下「文化財実務経験者」という。）に適宜、助言を受けられる体制であること。また、応募に当たっては文化財実務経験者に助言を受けること。

- ・ 国、都道府県、市区町村指定文化財（建造物）、東京都景観条例その他自治体の類する条例に定める歴史的な価値を有する建造物（歴史的建造物）及び伝統的建造物群保存地区における伝統的建造物に係る設計、施工実績を有する者
- ・ 文化庁主催の「文化財建造物修理主任技術者講習会」を修了した者

（２） 欠格事項

次のいずれかに該当する法人等は応募することはできません。また、応募後、審査終了までに該当した場合は応募資格を失うものとします。

- ・ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定により都の一般競争入札に参加させることができないとされている者及び同条第 2 項の規定により都から一般競争入札に参加させないこととされた者
- ・ 都から指名競争入札における指名停止措置を受けている者
- ・ 公租公課を滞納している者
- ・ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等により更生又は再生手続を開始している者
- ・ 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（29 財経総第 1211 号）の別表に掲げる各号のいずれかに該当する者
- ・ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項第 1 号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主宰者その他の構成員又は当該構成員を含む団体

（３） 資格基準日

上記の資格要件等の確認基準日は、応募申込書の提出時から協定の締結時に至るまでとします。

（４） 失格事項

次の要件に該当した場合は、選定審査の対象から除外します。

- ・ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ・ 本要項に違反又は著しく逸脱した場合
- ・ 提出期間内に提出書類等が提出されなかった場合
- ・ 選定審査に関する照会、要求等を申し入れた場合
- ・ その他、不正行為があった場合

4 応募の手続

(1) 募集及び選定のスケジュール

項目	時期
募集要項の HP 掲載	令和 5 年 5 月 9 日(火曜日)
現地説明会の受付	令和 5 年 5 月 9 日(火曜日)から同年 5 月 18 日(木曜日)まで
現地説明会	令和 5 年 5 月 22 日(月曜日)
応募登録及び 質問の受付	令和 5 年 5 月 22 日(月曜日)現地説明会終了後から 同年 6 月 5 日(月曜日)まで
質問への回答	令和 5 年 6 月 22 日(木曜日)
応募書類等の受付	令和 5 年 7 月 7 日(金曜日)から同年 7 月 13 日(木曜日)17 時まで
一次審査結果通知	令和 5 年 7 月下旬 (予定)
二次審査	令和 5 年 9 月中旬のうちの 1 日 (予定)
二次審査結果通知 (事業候補者決定)	令和 5 年 9 月 (予定)
協定の締結期限	令和 5 年 10 月 24 日 (火曜日)

(2) 募集要項の配布

- ・ 都建設局ホームページ（「第 6 問い合わせ先」）よりダウンロードしてください。
- ・ 本要項等に変更がある場合は、同ホームページにてお知らせします。

(3) 現地説明会の開催

現地説明会への参加には、以下のとおり事前申し込みが必要です。説明会では募集要項の補足説明等を行う予定です。ただし、説明会に参加しなくても応募は可能です。なお、説明会の参加者は、本事業に参加する意向のある法人等又は参加を検討している法人等に限定させていただきます。

i 日時

令和 5 年 5 月 22 日(月曜日) 13 時 00 分～16 時 00 分 (雨天決行)

ii 場所

千代田区日比谷公園 1 - 5 緑と水の市民カレッジ内会議室 (2 階)

iii 事前申込の方法

- ・ 参加を希望される場合は、「現地説明会参加申込票」(様式 8) より、「第 6 問い合わせ先」まで電子メールにて提出してください。なお、会場の都合上、参加者は 1 団体 2 名までとさせていただきます。
- ・ 電子メールの送信に当たっては、件名を「【事業者名】日比谷公園旧公園資料館等保存・活用事業 説明会申込」とし、添付ファイル名は「【事業者名】様式 8 現地説明会参加申込書」としてください。
- ・ 受信確認後、都から返信メールを送信します。令和 5 年 5 月 19 日(金曜日)15 時までに返信がなかった場合は、同日 17 時までに電話で「第 6 問い合わせ先」までご連絡ください。
- ・ 電話・FAX・来訪による申込は受け付けません。

<申込受付期間>

令和 5 年 5 月 9 日(火曜日)から同年 5 月 18 日(木曜日)まで

(4) 応募登録

本事業に応募される方は、必ず応募登録を行ってください。

応募登録は、応募法人又は応募グループに限ります。個人での応募登録はできません。応募グループで企画提案の提出を予定されている場合は、応募グループのうち1社が代表して応募登録を行ってください。なお、企画提案の受付時においては、応募登録をした法人が存在する場合に限り、グループ構成を変更することは可能です。

応募登録は、以下のとおり行ってください。

- ・ 「応募登録申込書」(様式9)により、「第6 問い合わせ先」まで郵送若しくは持参してください。
- ・ 持参の場合、事前に電話にて担当者の在席を確認してください。
- ・ 電話、FAX及び電子メールによる申込は受け付けません。

<申込受付期間>

令和5年5月22日(月曜日)現地説明会終了後から同年6月5日(月曜日)まで

※郵送の場合、令和5年6月5日(月曜日)必着

※持参の場合、午前10時から正午まで及び13時から17時まで

(5) 質問の受付及び回答

応募登録された方は、応募に関して質問がある場合、質問票を提出することができます。

i 質問への受付

- ・ 事業への応募に関して質問がある場合は、「質問票」(様式10)により、「第6 問い合わせ先」まで電子メールにて提出してください。
- ・ 公園の管理等、指定管理者に係る内容についても、指定管理者ではなく、都に問い合わせてください。
- ・ 電子メールの送信に当たっては、件名を「【事業者名】日比谷公園旧公園資料館等保存・活用事業 質問提出」とし、ファイル名を「【事業者名】様式10 質問票」としてください。
- ・ 受信確認後、都から返信メールを送ります。令和5年6月6日(火曜日)15時までに返信がなかった場合は、同日17時までに電話で「第6 問い合わせ先」までご連絡ください。
- ・ 電話、FAX、来訪及び受付期間外の質問は受け付けません。

<質問受付期間>

令和5年5月22日(月曜日)現地説明会終了後から同年6月5日(月曜日)まで

ii 質問の回答

令和5年6月22日(木曜日)までに都建設局ホームページに回答を掲載します。ただし、質問が多数に及ぶ場合等は、回答を延期することがあります。

(6) 応募の受付(応募書類の提出)

i 受付期間及び受付時間

令和5年7月7日(金曜日)から同年7月13日(木曜日)17時まで

午前10時から正午まで及び13時から17時まで

ii 提出方法

- ・ 事前に電話にて担当者の在席を確認の上、「(7) 提出書類」に示す各様式を必要部数揃えて、「第6 問い合わせ先」まで持参してください。
- ・ 郵送、FAX、電子メール等、持参以外の方法による提出はできません。

(7) 提出書類

- ・ 次に掲げる①から⑤までの書類をA4フラットファイル等にまとめて、正本及び副本を以下の部数提出してください。副本は複写で差し支えありません。また、上記に加えてCD-R等に格納した電子データを添付してください。
 - ※ 各資料には必ず頁番号（通し番号）を付けてください。
 - ※ 副本（社名無）については、表紙、本文含め、全ての社名は業種名で表示し、特定できないようにしてください。ロゴマーク等についても同様です。
 - ※ データは社名有、社名無それぞれの書類について提出してください。なお、財務諸表「貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュフロー計算書、注記等」（連結及び単独、直近3年間）の写し、収支等計画(様式7-5)については、PDFに加えWordやExcel等のデータも提出してください。
- ・ 連合体で応募する場合、③の書類は全て連合体を構成する法人等ごとに提出してください。
- ・ 各種証明書については、3ヶ月以内に発行された原本に限ります。
- ・ 応募受付後に、申請を辞退する場合には「参加辞退届」（様式11）を提出してください。

書類の内容	様式	正	副 (社名有)	副 (社名無)
① 応募申込書	様式1	1	1	—
② 誓約書	様式2			
③ 応募関連書類				
ア 定款、寄付行為又はこれに類するものの写し				
イ 法人登記簿謄本（法人以外の場合はこれに類するもの）				
ウ 印鑑証明書（3か月以内発行のもの）				
エ 事業税及び法人税の納税証明書の写し（直近3か年分）				
オ 法人概要				
カ 財務諸表「貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュフロー計算書、注記等」（連結及び単独、直近3か年分）				
キ 連合体協定書（連合体のみ）	様式3			
ク 委任状（連合体のみ）	様式4			
④ 実績を証する書類				
ア 応募事業者の実績を証する書類	様式5			
イ 「第4 3(1) iii 文化財実務経験者による	様式6			

	助言」に定める文化財実務経験者の実績を証する書類				
⑤	企画提案書類				
	ア 事業計画概要説明書	様式7-1			
	イ 活用事業の提案 ※1	様式7-2			
	ウ 保存事業のうち修復工事に係る計画※2	様式7-3	1	4	8
	エ 保存事業のうち維持管理に係る計画※3	様式7-4			
	オ 収支等計画	様式7-5			
⑥	現地説明会参加申込書	様式8	電子メール		
⑦	応募登録申込書	様式9	1	1	—
⑧	質問票（質問がある場合に提出）	様式10	電子メール		
⑨	参加辞退届（応募を辞退する場合に提出）	様式11	電子メール		

※1 内部造作工事の概要、平面図、断面図及びイメージパース、「第4 3(1) iii 文化財実務経験者による助言」に定める文化財実務経験者に工事について求めた助言を含む。

※2 「第4 3(1) iii 文化財実務経験者による助言」に定める文化財実務経験者に修復工事について求めた助言を含む。

※3 「第4 3(1) iii 文化財実務経験者による助言」に定める文化財実務経験者に維持管理について求めた助言を含む。

5 応募に関するその他の留意事項

(1) 応募書類の作成及び提出

応募書類の作成及び提出に当たっては、次の事項に留意してください。

- ・ 使用する言語は日本語、単位はメートル法、金額は日本通貨とします。
- ・ 応募に係る経費は全て応募者の負担とします。
- ・ 応募の受付期間終了後は、内容の変更、再提出及び差し替えを認めません。
- ・ 都から連絡した場合や、本要項に定められた手続きを除き、審査委員及び本件業務に従事する都職員、その他本件関係者に対する接触を禁止します。接触の事実が認められた場合は、失格となる場合があります。
- ・ 都が必要と認めるときは、応募書類の内容についての説明及び追加書類の提出を求める場合があります。

(2) 応募書類の内容

次のいずれかに該当する場合、応募書類は無効とします。

- ・ 申請書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- ・ 申請書類の作成様式に示された条件に適合しないもの
- ・ 申請書類に記載すべき事項の全部又は一部の記載がされていないもの
- ・ 申請書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ・ 申請書類に虚偽の内容が記載されているもの

(3) 応募書類の取扱い

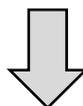
- ・ 提出された応募書類は返却しません。
- ・ 応募書類の著作権は応募者に帰属します。ただし、都が審査結果の公表時及びその他必要と認める場合には、東京都個人情報保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号）の範囲において、その一部又は全部を無償で使用及び公表できるものとします。
- ・ 応募書類に著作権の対象となるものがある場合、著作権は協定締結時から都に帰属します。

第5 審査及び選定に関する事項

1 審査の方法及び手順

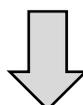
応募者の事業提案を下記「2 審査基準」に示す審査基準に基づいて審査し、二次審査において最も評価が高かった応募者を本事業の事業候補者として決定します。審査は次の手順で行います。

資格要件の適合の確認



一次審査（書類審査）

- ・ 一次審査は、提出書類をもとに書類審査を行い、二次審査対象者を選出します。
- ・ 提出された全ての応募書類について、以下の点について審査します。
 - ① 参加資格の確認
応募者が参加資格の要件を満たしていない場合には、失格とします。
 - ② 法令遵守に関する審査
応募書類の内容が法令その他都の示す基準を満たしていない事項がある場合には、失格とします。
 - ③ 本要項に照らし適切なものであることの審査
応募書類が本要項に照らし適切であるか、都が示す仕様を適切に実施できるか書面審査します。なお、記載されている事項について、内容確認又は調査を実施する場合があります。審査の内容は以下のとおりです。
 - 応募書類が、本要項で示した目的や場所等と適合していること
 - 必要な事項が記載されていること
 - 事業期間中の設計、工事、運営の確実性が、提出された資料により見込めること



二次審査（プレゼンテーション）

- ・ 二次審査は、一次審査を通過した提案について、東京都が設置する審査委員会にて「2. 審査基準」に沿って行います。
- ・ 審査委員会の委員は以下のとおりです。

氏名	所属等
坂井 文	東京都市大学都市生活学部 教授
下間 久美子	國學院大學観光まちづくり学部 教授
茶田 佳世子	公認会計士 アクセンチュア株式会社
山崎 鯛介	東京工業大学博物館 教授

(五十音順、敬称略)

- ・ 応募者は、審査委員会において、提案内容に関するプレゼンテーションを実施します。日

時及び場所は、第一次審査を通過した応募者に対して、事務局から連絡します。なお、プレゼンテーション時は社名が特定できないようにしてください。

- 全参加者のプレゼンテーション終了後に、審査委員による審査及び採点を行い、最高得点の者を事業候補者として決定します。
- なお、応募者が多数の場合は、プレゼンテーション審査に先立ち提出された書類のみで審査を行い、対象者を5者程度に絞ることがあります。
- プレゼンテーションは、企画提案書類の記載内容について行っていただきます。その後、質疑応答を行います。審査時間は、準備時間5分、プレゼンテーション15分、質疑応答20分の予定です。
- 審査の日程は、令和5年9月中旬のうち1日を予定しています。
 - * 出席者は4名までとし、連合体で応募した場合は、代表法人から必ず1名は参加するようにしてください。
 - * プレゼンテーションは、当初の提案に基づき実施することとし、提案書に記載のない事項を新規に提案することはできません。
 - * プレゼンテーションには、パワーポイントを使用することもできます。
 - * パワーポイントを使用する場合は、プロジェクター（ウィンドウズ対応）及びスクリーンを準備しますので、応募者はパソコン（RGB端子を有するもの）を準備してください。また、PCと接続不良等の場合に備えて、パワーポイントで作成したデータをCD-RまたはDVD-Rで持参してください。

2 審査基準

二次審査は、以下の審査基準に基づき行います。ただし、一定の基準に達しなかった場合は、事業候補者を決定しない場合もあります。

評価項目	主な評価の視点	配点
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 事業全体のコンセプトが、都の示す事業の目的に合致しているか。 全体の整合が取れた相乗効果の高い計画となっているか。 	10
文化財の修復・維持管理	(事業者の文化財実務経験) <ul style="list-style-type: none"> 事業者が、本事業以外に文化財その他これに類する施設における事業運営経験があるか。 	10
	(文化財実務経験者との連携) <ul style="list-style-type: none"> 修復工事、内部造作工事の施工に当たり、文化財の意義及び修復工事の趣旨を理解し、文化財実務経験者から適宜、助言を受けるための具体的な提案があるか。 運営中の施設の維持管理に当たり、文化財実務経験者から適宜、助言を受けるための体制について具体的な提案があるか。 	15
歴史・文化の普及・啓発	(歴史・文化の普及・啓発) <ul style="list-style-type: none"> 旧公園資料館を中心とした事業対象エリアにおいて、日比谷公園や旧公園資料館の歴史・文化を紹介するため、展示等の情報発信に関する具体的、現実的な提案がみられるか。 	10
	(旧公園資料館の利用促進) <ul style="list-style-type: none"> 旧公園資料館は歴史・文化の普及・啓発を行うため、公園利用者に対し、開かれた施設となっているか。 旧公園資料館へ気軽に立ち寄れるための工夫について具体的な提案がみられるか。 	15
魅力ある施設運営	<ul style="list-style-type: none"> 管理許可エリアは旧公園資料館の文化的価値を活かし、かつ、公園施設にふさわしい用途として使用する提案となっているか。 公園の特性や利用者ニーズを踏まえ、魅力ある業種・業態か。 公園利用者のサービスに適した営業日・時間・価格帯等になっているか。 日比谷公園の現状を踏まえ、多様な魅力を提供する施設となっているか。 維持管理エリアは利用者が快適に過ごせる広場空間として確保されているか。 	20
実施体制	(事業全体の運営計画) <ul style="list-style-type: none"> 事業に必要な知識及び経験を有しているか。 人員の適切な配置など、提案内容の実現可能性が高く、安定的・継続的な事業実施が可能な体制か。 	10
	(事業の収支計画) <ul style="list-style-type: none"> 財務状況等から、事業計画、収支計画が妥当か。 持続的に事業実施可能な経営状況か。 	10

3 審査委員会の委員への接触禁止等

応募者が、審査委員会の委員に対し、事業者選定終了までの間に、事業者選定に関して接触することを禁止します。接触の事実が認められた場合は、失格となります。

4 審査結果の通知及び公表

- ・ 一次審査の結果は、令和5年7月頃、審査の対象者（連合体で応募した場合は代表法人）に対し、メールにて通知します。
- ・ 二次審査の結果は、令和5年9月頃、審査の対象者（連合体で応募した場合は代表法人）に対し、書面にて通知します。
- ・ 二次審査において最高得点の者を事業候補者、二番目に高い得点を得た者を次点として、都建設局ホームページ（「第6 問い合わせ先」参照）において公表します。
- ・ 審査内容、審査結果に関する問い合わせ、異議等については一切応じません。

5 事業者の決定等

(1) 事業者及び事業内容の決定

- ・ 二次審査結果の通知後に、都と協議の上、協定を締結することにより、本事業の事業者として決定します。
- ・ 本事業における実施内容は、都と協議の上で決定することとし、事業候補者として決定された場合でも、全ての提案が実施できるとは限りません。

(2) 事業者の公表

事業者が決定した際にはその旨を都建設局ホームページ（「第6 問い合わせ先」参照）等で公表します。

(3) 協議が不調となった場合の対応

万一、都と事業候補者との協議が合意に至らなかった場合や事業候補者が辞退した場合は、原則として、次点の候補者が繰り上がるものとします。このことにより事業候補者に損失が生じても、都はその損失を補償しません。また、事業候補者は都に対し、一切の補償を請求しないこととします。

なお、次点の候補者が繰り上がった場合にも、都との協議を行い、協定を締結することにより、本事業の事業者として決定します。

第6 問い合わせ先

東京都建設局公園緑地部公園課利用促進担当

住所 : 〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都庁第二本庁舎5階北側

電話番号 : 03-5320-5168

電子メール : S0000381@section.metro.tokyo.jp

公募関連URL : https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/jigyo/park/tokyo_kouen/kouen0189.html